

別紙 6

飼料生産利用体系高効率化対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）の事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 4 の（2）の生産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は以下のとおりとする。

第 1 定義

本事業において、次の 1 から 4 までに掲げる用語の定義は、当該 1 から 4 までに定めるところによる。

- 1 公共牧場 草地や施設等を共同利用する採草・放牧を中心とした牧場であって、地方公共団体、農業協同組合及び牧野管理組合等が管理規定を定めて管理運営する牧場をいう。
- 2 公共牧場等草地基盤 公共牧場に係る草地基盤（飼料畑を含む。以下同じ。）及び旧公共牧場（従前に公共牧場であった又は休止中の公共牧場に係る草地基盤をいう。以下同じ。）に係る草地基盤等、公共牧場に係る草地基盤と同等の草地基盤をいう。
- 3 地域公共牧場活用将来ビジョン 地域の公共牧場の現状を踏まえ、その存廃や今後の活用方策、経営継続等について、中長期的視点から定めた計画であって、地域の公共牧場を所有又は管理している者や地方公共団体、利用者、その他支援組織等と地域調整や検討会の開催等を経て、関係者との調整が図られたものをいう。

なお、他に作成している地域計画等に地域公共牧場活用将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）と同等の内容が盛り込まれている場合にあっては、該当部分に下線を付し明らかにすることにより「将来ビジョン」とみなすことができる。

- 4 公共牧場等草地基盤活用計画 事業実施主体が、公共牧場等草地基盤を活用（公共牧場等草地基盤において飼料作物の生産や放牧を実施し、自給飼料の生産・利用に資する取組を行うことをいう。以下同じ。）し、大規模かつ効率的な畜産経営（飼料生産・調製・販売経営を含み、地方公共団体が経営することを除く。以下同じ。）を開始するために公共牧場等草地基盤の活用方策及び畜産経営の経営方針を定めた計画であって、事業実施主体と公共牧場等草地基盤を現に所有又は管理している者や地方公共団体、既存の利用者、その他支援組織等関係者において、活用に向けた調整が図られたものをいう。

第 2 事業の内容

1 高効率公共牧場等の全国推進

公共牧場等草地基盤を活用した大規模かつ効率的な畜産経営を実現し、全国へ波及するための取組及び地域の公共牧場等草地基盤の活用にかかる将来ビジョンの検討・策定に係る以下の取組とする。

- （1）公共牧場等草地基盤を活用した大規模かつ効率的な畜産経営の普及を全国的に展

開するための優良事例の収集、調査・分析、普及・啓発及び全国推進会議の開催。
これらの取組に当たっては、第2の2の事業を実施する事業実施主体と連携しつつ、その経営情報等を可能な限り全国的な普及・啓発に活用するものとする。

(2) 牧場管理に資する人材を育成するための牧場管理者を対象とした効率的な経営や新たな技術の導入に係る研修会・現地検討会の開催。

(3) 公共牧場等草地基盤の活用に係る利用希望者とのマッチング。

(4) 地域の公共牧場等草地基盤の効率的な利活用に向け、現状と課題を踏まえ、将来ビジョンを策定するために行う、以下のアからエまでの取組の支援。

ア 将来ビジョンの策定に係る現状の把握や検討会の開催等。

イ 将来ビジョンの検討・策定のために必要な地域調整の実施。

ウ 牧場経営や新たな飼養管理技術の活用を意識した牧場管理者等を養成するための現地研修会の開催。

エ その他、地域に存在する公共牧場等草地基盤を有効に活用するために必要な取組。

なお、将来ビジョンの策定に当たっては、別紙6様式第3号により行うものとする。

(5) その他、公共牧場等草地基盤の活用を全国的に推進するために必要な取組。

2 公共牧場等草地基盤の有効活用に向けた整備の推進

公共牧場等草地基盤を活用した大規模かつ効率的な畜産経営の開始に係る以下の取組とする。

(1) 公共牧場等草地基盤活用計画（以下「活用計画」という。）の策定に係る現地調査、地域調整等の実施、検討会の開催。

(2) 活用計画に基づき、当該地域において行う、畜産経営の開始に必要な効率的な牧場経営の手法や新たな飼養管理技術の導入を推進するための研修会・現地検討会の開催。

(3) 活用計画に基づき行う、畜産経営の開始に必要な草地改良、牧柵、飲水器、繫留施設（放牧牛の衛生管理等に必要な簡易な施設に限る。）等の採草放牧地の条件整備、飼養管理施設や飼料調製貯蔵施設等の整備に係る施設用地の造成・改良及び新たな施設整備により不要となる既存施設の撤去。

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、事業ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

1 第2の1の事業

(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

(2) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）

(3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

2 第2の2の事業

- (1) 地方公共団体（管理主体に貸し付ける場合に限る。）
- (2) 事業協同組合及び事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）
- (4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (5) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (6) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- (7) 特定農業団体
- (8) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の過半数を保有しているもの
- (9) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- (10) 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものは除く。）
 - ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの。
 - イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（（4）又は（6）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
- (11) 3 戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であって、以下のア及びイの要件に適合するもの
 - ア 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
 - イ その規約が以下に掲げる事項の全てに該当していること。
 - （ア）効率的な畜産経営や生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。
 - （イ）代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - （ウ）意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - （エ）共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - （オ）収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - （カ）国産飼料の生産を主たる事業として営む法人（原則として、直近 3 年以上の活動実績があること。）
- (12) その他、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつて

は沖縄総合事務局長。以下同じ。) が特に必要と認める団体

第4 事業の要件

1 事業ごとの要件等

(1) 第2の1の事業（全国推進事業）

事業実施主体は、全国的な観点から、公共牧場等草地基盤を活用した畜産経営の普及・啓発、優良事例の収集、調査・分析等を実施できるものであって、公共牧場の実態や運営管理に関し、必要な知識や専門技術について、豊富な知見を有しているものとする。

(2) 第2の2の事業（整備等推進事業）

ア 事業実施主体は、第2の2の事業の取組に当たっては、別紙6様式第2号により活用計画を策定し、活用計画に基づき、公共牧場等草地基盤を活用した、効率的かつ大規模な畜産経営を確実に開始するものとする。

イ 利用する公共牧場等草地基盤の面積は、北海道にあっては25ha以上、都府県にあっては5ha以上の採草放牧地又は飼料畑、若しくはその両方とする。

ウ 公共牧場等草地基盤において、畜産経営を開始（肥育経営が繁殖経営を加えて経営を開始する場合等を含む。）する等の取組を対象とする。ただし、現に当該公共牧場等草地基盤を所有又は管理している者が第2の2の事業に取り組む場合にあっては、既に利用している公共牧場等草地基盤のほか、公共牧場等草地基盤を新たに利用又は利用する計画がある者とする。この場合の利用面積は（2）のイと同様とする。

エ 事業実施主体は、第2の1の事業を実施する事業実施主体と連携し、その取組状況や経営に関する情報を可能な限り提供するとともに、公共牧場等草地基盤を活用した畜産経営の全国的な普及・啓発に協力するものとする。

オ 事業実施主体は、第2の2の（3）のうち草地改良の取組を行う場合には、土壌分析や飼料分析に基づき、適正な土壌改良資材及び肥料の投入並びに優良品種の導入を実施するとともに、不安定な気象に対応したリスク分散等に配慮し、品質や収量の確保に努めるものとする。

カ 事業実施主体は、第2の2の（3）の取組を行う前に費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討の上、投資に対する効果が適正か否かを判断することとし、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、同取組を行うこととする。

キ 事業実施主体は、第2の2の（3）の取組に関し、事業にかかる費用の自己負担分について金融機関からの融資を受ける場合は、融資の実行又は実行が確実と見込まれるときに限り、取組を行うことができるものとする。

ク 事業実施主体は、第2の2の（3）の取組を実施する場合であって、やむを得ない事由により事業実施年度内に畜産経営を開始できないときにあっては、事業実施年度の終了後3年以内に畜産経営を開始するものとする。

なお、事業実施年度の終了後3年以内に畜産経営を開始できない場合にあっては、補助金の返還対象となり得ることに留意すること。

第5 事業の実施基準

- 1 他の助成により現に実施されている取組及び現経営の単純な規模拡大の取組は補助対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業対象である施設用地造成・地盤改良の規模は、整備しようとする施設の規模に応じ、必要最小限とするものとする。また、既存施設を撤去する必要がある場合には、新たに整備しようとする施設の施設用地に現存する施設を対象とするものとする。
なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 3 交付対象となる施設等は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。また、資材の有効活用及び交付対象事業費の低減等を図る観点から、本事業の実施地区の実情に照らし、適当と認められる場合には、古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。この場合の古材については、原則として、新資材と一体的に施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものに限ることとする。
なお、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用となるよう考慮した上で、適切な選定を行うものとする。
- 4 本事業により整備する施設等は、十分に検討を行い、適切な規模となるよう決定するものとし、規模決定根拠を整備しておくものとする。
- 5 施設等の整備に伴う用地の買収、賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- 6 実施要綱第6の助成の対象経費は、本事業の事業内容を踏まえ、成果目標の達成に要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第6 事業の成果目標及び目標年度

本事業における成果目標及び目標年度は以下のとおりとする。

- 1 第2の1の事業については、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を成果目標として設定するものとし、目標年度は、事業実施年度とする。
- 2 第2の2の事業については、経営収支比率（収入/支出×100）を 100%以上とすることを成果目標とし、目標年度は、事業完了年度の翌年から起算して、5年以内とする。ただし、第2の2の（3）のうち、施設用地の造成・改良を実施した場合にあっては、当該地区において畜産経営を開始した年度から起算して、5年以内とするものとする。

第7 事業実施の手続き

- 1 事業実施計画等

- (1) 事業実施主体候補者の募集については、生産局長が別に定める公募要領により行うことができるものとする。
- (2) 実施要領第3の1の事業実施計画に添付する様式は第2の1の事業にあつては別紙6様式第1号とし、生産局長へ提出するものとする。また、第2の2の事業にあつては別紙6様式第2号とし、事業を実施しようとする地域を管轄する地方農政局長へ提出するものとし、それぞれ承認を受けるものとする。ただし、第2の1の事業について、(1)により選定された者が当該公募要領により作成した事業実施計画については、実施要綱第3の1の承認を受けたものとみなすことができる。
- (3) 第2の2の事業を実施しようとする事業実施主体は、(2)の提出を行う場合にあつては、予め関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) (2)により提出を受けた地方農政局長は、事業実施主体に対し、(3)の調整の結果について、必要に応じ提出を求めることができる。
- (5) (2)により提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画に記載された内容が、当該地方農政局の管轄を超える取組であることを確認した場合にあつては、関連する地方農政局長の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、事業実施計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。
- (6) 地方農政局長は、(2)の承認を行った場合は、生産局長に報告するものとする。
- (7) 実施要領第3の2の事業実施計画の重要な変更について、事業実施主体は、事業実施計画を変更しようとする場合は(1)から(6)までに準ずるものとする。

2 優先採択

第2の2の事業に取り組む場合にあつては、公共牧場等草地基盤のうち、公共牧場及び旧公共牧場に係る草地基盤を活用する取組を優先的に採択するものとする。

3 事業の着手

- (1) 事業実施主体による本事業の着手（資材等の発注を含む。以下同じ。）については、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合にあつては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体は、あらかじめ、第2の1の事業にあつては生産局長、第2の2の事業にあつては地方農政局長の適正な指導を受けた上で、別紙6様式第4号により交付決定前着手届を、それぞれ生産局長又は地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 生産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

実施要領第4の事業実施状況の報告に添付する様式は別紙6様式第5号とし、第2の1の事業にあつては、事業実施年度の状況を事業実施翌年度の7月末日までに、第2の2の事業にあつては、事業実施翌年度から成果目標年度までのそれぞれ前年度の実施状況を毎年7月末日までに、第7の1の(2)の提出先へ報告するものとする。

第9 事業の評価等

実施要領第5の事業評価の報告に添付する様式は第2の1の事業にあつては、別紙6様式第6号、第2の2の事業にあつては別紙6様式第7号とし、事業実施主体が自ら事業評価を行い、その結果を成果目標年度の翌年度8月末までに第7の1の(2)の提出先へ報告するものとする。

第10 助成の対象

実施要領第6の助成の対象となる経費は、本事業に直接必要な別紙6一別表の経費であつて、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

第11 管理運営等

1 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難いなど、やむを得ない場合には、管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

生産局長及び地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるとともに、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

別紙6－別表

区分	補助対象	補足
第2の1の事業（全国推進）	（1）から（4）まで 優良事例の収集・調査・分析、普及・啓発、全国会議の開催、人材育成現地検討会開催、公共牧場等草地基盤のマッチング、将来ビジョン策定等にかかる経費 （旅費、諸謝金、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、普及啓発費、資料購入費、借上費、消耗品費、原稿料、取りまとめ費、役務費 等）	
第2の2の事業 （整備等推進）	（1）及び（2） 活用計画策定、現地調査の実施、新技術等導入を推進するための研修会の開催等にかかる経費 （旅費、諸謝金、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、借上費、消耗品費 原稿料、役務費 等） （3）活用計画に基づき必要な草地改良、牧柵、飲水施設、繫留施設（放牧牛の衛生管理等に必要な簡易な施設に限る。）等の採草放牧地の条件整備、飼養管理施設等整備に係る施設用地の造成・改良、既存施設の撤去にかかる経費 （土壌分析費、堆肥分析費、飼料分析費、土壌改良資材費、整備費、造成・改良費、撤去費、役務費 等） ○ 採草放牧地の条件整備にかかる対象施設 ・放牧道整備、牧柵整備、飲水施設整備、繫留施設整備（放牧牛の衛生管理等に必要な簡易な施設に限る。） 等	

別紙6様式第1号（別紙6の第7の1の（2）関係）

飼料生産利用体系効率化対策事業実施計画（変更・実績）
肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）
【高効率公共牧場等の全国推進】

1 事業の目的

--

2 事業実施方針

--

※事業実施に当たっての基本的な方針、業務推進体制等を記載すること。

3 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分	
		国庫補助金	事業実施主体
＜公共牧場等の全国推進＞ （１）優良事例収集、調査・分析、普及・啓発、全国推進会議の開催等 （２）現地研修会の開催等 （３）利用希望者とのマッチング （４）地域の将来ビジョンの作成支援 （５）その他	千円	千円	千円
合 計			

※ 実施要領第2の1の（１）～（５）に対応する取組の内容により記載すること。

4 事業計画（実績）

（１）全国推進会議開催

実施時期	開催場所	参集範囲及び参加人員	内 容	備 考

--	--	--	--	--

(2) 優良事例等現地調査

実施時期	参加人員	内 容	備 考

※内容欄には現地調査の内容とともに実施する地域についても記載すること。

(3) 高効率公共牧場等普及・啓発

実施時期	内 容	備 考

(4) 人材育成のための研修会等開催

実施時期	参集範囲及び 参加人員	内 容	備 考

(5) 公共牧場等草地基盤の利用希望者マッチング

実施時期	内 容	備 考

(6) 地域の公共牧場等草地基盤に係る将来ビジョンの作成支援

実施時期	地区数 (地域)	内 容	備 考

※ 内容欄には支援の内容を具体的に記載すること。

5 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標：		
成果目標数値	検証方法	事業実施効果

現状値：(○年度)		
目標値：(○年度)		

※ 成果目標欄に設定する成果目標を記載すること。

6 事業実施（完了）年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

7 添付資料

- ・ 事業実施主体に係る定款、規約等

但し、提出すべき定款、規約等がホームページにより公表されている場合等容易に入手できる場合にあっては以下の欄にそのURL等の入手先を記載することにより省略することができるものとする。

URL：

別紙 6 様式第 2 号 (別紙 6 第 7 の 1 の (2) 関係)

飼料生産利用体系高効率化対策事業実施計画
公共牧場等草地基盤活用計画（実績）
肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）
【公共牧場等草地基盤の有効活用に向けた整備の推進】

1 事業実施主体の概要

申請者 (名称、代表者名)	
住所・連絡先 (所在地・連絡先)	〒0000-000 ○○県○○市 TEL:000-0000-0000 FAX:000-0000-0000
申請者等の概要	
公共牧場等草地基盤の利用形態	所有権移転、貸借、その他（ ）

※ 利用形態欄は該当する形態に○を付すとともに、その他の場合にあつては、その他の利用形態について、具体的に記載すること。

2 活用する公共牧場等草地基盤の概要

公共牧場等名称					
所在地					
所有者名				管理者名	
面積 (ha)	採草放牧地	飼料畑	野草地	その他	総面積
預託 可能 頭数	預託可能頭数			預託頭数（事業実施前年）	
	冬期	夏期	○年1月1日現在	○年7月1日現在	

※ 記載できない欄がある場合は「－」を記載することとし、公共牧場に係る草地基盤と同等の草地基盤を活用する場合にあっては、記載可能な箇所（所在地、所有者、管理者、面積等）を記載し、空欄には「－」を記載すること。

3 事業の目的

--

※ 事業の目的欄には、本事業の実施の目的を記載するとともに、開始する畜産経営の経営方針を具体的に記載するものとする。

4 大規模かつ効率的な畜産経営の概要

畜産経営に係る 名称等					
所在地					
所有者名（代表者名）					
経営開始（予定）年月日			（元号） 年西暦 年 月 日（予定）		
利用面積 (ha)	採草放牧地	飼料畑	野草地	その他	総面積
経営の形態		（飼養管理の形態等、畜種を全て記載すること。）			
地域の平均規模（飼 養頭数）		（「地域」の範囲及びその平均飼養頭数を記載すること。）			
飼養頭数		（上記畜種に対応する飼養頭数を記載すること。）			
効率的な経営や飼 養管理に係る利用 技術等（キーワード）		（搾乳ロボット、トラクター自動運転、発情発見器等の導入予定の効率化技術を記載すること。）			

5 事業費総括表

事業内容	事業費	負担区分	
		国庫補助金	事業実施主体
＜公共牧場等草地基盤の有効活用 に向けた整備の推進＞ （１）活用計画策定のための現地 調査、地域調整、検討会の開催 等 （２）研修会の開催等 （３）採草放牧地の条件整備、施 設整備に係る施設用地の条件 整備等	千円	千円	千円

合 計			
-----	--	--	--

※ 実施要領第2の2の(1)～(3)に対応する取組の内容により記載すること。

6 事業計画（実績）

(1) 活用計画策定に係る現地調査、地域調整等の実施

実施時期	参加人員	内 容	備 考

※ 内容欄には現地調査の内容とともに実施する地域についても記載すること。

(2) 活用計画策定に係る検討会等の開催

実施時期	開催場所	参集範囲及び 参加人員	内 容	備 考

(3) 効率的経営のための研修会等開催

実施時期	内 容	備 考

(4) 活用計画に基づく採草放牧地の整備

区分（構造・規格等）	数量	単価	事業費	補助金
		千円	千円	千円

※ 区分欄には、草地改良に係る工種、土壌分析等の分析の種類、放牧地の条件整備（牧柵や飲水施設、繫留施設等）に係る工種及び規格等何を整備するのか分かるよう記載。

(5) 活用計画に基づく施設整備に係る条件整備

区分（構造・規格等）	工事量	単価	事業費	補助金
		千円	千円	千円

※ 区分欄には、施設用地造成や地盤改良、既存施設の撤去の工種を記載すること。

7 補助残融資

金融機関名	融資名	融資額	償還年	備考
＜金融機関における融資の審査の状況とその見込み＞				

※ 補助残融資を受けようとする場合は必ず記載すること。

8 事業の着工等

入札日	年 月 日	入札方式	
契約日	年 月 日	着工日	年 月 日
しゅん功日	年 月 日	引渡し日	年 月 日

※ 本事業において、実施した内容について、実績報告時に記載すること。

9 事業実施（完了）年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

10 添付資料

- ・ 第2の2の（3）のうち、施設用地造成・改良を実施する場合にあっては、その後整備する施設の整備計画又は整備計画（案）（図面を含む。）の写し
- ・ 利用する公共牧場等草地基盤に係る概要図（拠点と草地基盤の位置関係がわかるもの）
- ・ その他、地方農政局長が必要と認める書類
- ・ 事業実施主体に係る定款、規約等

但し、提出すべき定款、規約等がホームページにより公表されている場合等容易に入手できる場合にあっては以下の欄にそのURL等の入手先を記載することにより省略することができるものとする。

URL：

〇〇地域
公共牧場活用将来ビジョン

平成 年（西暦 年） 月策定

計画策定主体

名 称：_____

所在地：_____

計画策定対象公共牧場

名称	所在地

1 目的

--

2 地域の概況、現状と課題、将来の姿（現状で推移すれば）

<概況> <現状> <課題> <将来の姿>
--

※ 客観的データ等を用い、地域の概況、現状と課題を地域の畜産経営の状況も交え、整理し記載すること。

また、将来の姿は、現状と課題に対応しなければ起こりうる将来の姿を記載すること。

3 検討の対象となる公共牧場等草地基盤

公共牧場等名称					
所在地					
所有者名			管理者名		
面積 (ha)	採草放牧地	飼料畑	野草地	その他	総面積
預託 可能 頭数	預託可能頭数		預託頭数（事業実施前年）		
	冬期	夏期	1月1日現在	7月1日現在	

※ 複数の公共牧場等草地基盤を対象とする場合は、上記の表を複写し、すべての対象公共牧場等草地基盤を記載すること。また、記載できない欄がある場合は「－」を記載することとし、公共牧場に係る草地基盤と同等の草地基盤を活用する場合にあっては、記載可能な箇所（所在地、所有者、管理者、面積等）を記載し、空欄には「－」

を記載すること。

4 1 及び 2 を踏まえた地域の公共牧場等草地基盤の現状と課題

<現状> <課題>

※ 利活用する公共牧場等草地基盤が複数の場合、現状と課題が同じ場合は併せて記載することができる。

5 将来ビジョンの策定に係る検討会等参画者等

組織名称（氏名）	地域の公共牧場等草地基盤とのかかわり、検討に係る役割
事務局 ・ ○ ○ ・ ・ ・ 構成員 ・ ・ ・	

6 検討等取組の経過

時 期	主な取組内容

7 将来ビジョン

※ 地域の公共牧場等草地基盤の有効活用方策について、中長期的な視野に立ち、地域の畜産経営の状況を交え記載すること。

8 将来ビジョンに向けた工程

(将来ビジョンの現実化に向け、誰が、いつまでに、何をするのかを具体的に記載すること。)

9 添付資料

- ・ 利用する公共牧場等草地基盤に係る概要図（拠点と草地基盤の位置関係がわかるもの）
- ・ その他、地方農政局長が必要と認める書類

別紙6様式第4号（別紙6の第7の3の（2）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名： 印

年度畜産生産力・生産体制強化対策事業（飼料生産利用体系高効率化対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系効率化対策事業実施計画（飼料生産利用体系高効率化対策のうち公共牧場活用型）に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手開始 予定日	しゅん工 予定日	交付決定前に着手する理由

別紙6様式第5号（別紙6の第8関係）

肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）

1 実施状況及び成果目標

（1）第2の1関係

実施状況（事業実施翌年度の7月末日まで）

事業実施年度	提出期限（事業実施翌年度の7月末日）
○年度	○年7月末

（2）第2の2関係

ア 実施状況（事業実施年度から成果目標年度（経営開始から5年以内）までのそれぞれ前年度の状況を毎年7月末日まで）

事業実施年度 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	6年目 (年)	7年目 (年)	8年目 (年)

※（ ）内には、和暦（年度）を記載し、中欄には、経営開始（予定）年に○を、成果目標年に□を付すこと。また、下欄には、畜産経営を開始した翌年度から目標年度の経営収支比率を記載すること。

イ 経営開始までの間の取組の概要

年 度	経営開始に係る取組の状況	備考

※ 事業実施年度内に畜産経営の開始ができない場合には、畜産経営を開始するまでの間に行った経営開始に係る取組の状況を時系列に記載すること。

2 添付資料

（1）事業実施計画の承認申請時に添付した事業実施計画の実績（事業実施計画と実績が容易に比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）なお、初回に提出したものから変更がない場合は省略可とする。

（2）その他、地方農政局長が必要と認める書類

事業成果報告書（第2の1関係）

1 事業の評価

取組による成果及びその評価

成果目標：		
成果目標数値	検証方法	評価
現状値：（○年度）		
目標値：（○年度）		
実績値：（○年度）		

※ 事業による取組及び成果目標に対する実績等について自ら評価、記載すること。

2 地域の公共牧場等草地基盤の有効活用のための将来ビジョン検討実績

検討地区数	将来ビジョン作成数	備考

<将来ビジョン作成地区の詳細>

名称（氏名）	都道府県名	地域の範囲	検討対象公共牧場等名称	主な関係者

※ 作成された将来ビジョン（案を含む。）については、提出を求める場合がある。

事業成果報告書（第2の2関係）

1 事業の評価

取組による成果及びその評価

畜産経営に係る 名称等						
経営開始年月日			年 月 日経営開始			
公共牧場等名称						
利用面積 (ha)	採草放牧地	飼料畑	野草地	その他	総面積	
経営の形態		(飼養管理等の形態、畜種を全て記載すること。)				
地域の平均規模(飼 養頭数)		(「地域」の範囲及びその平均飼養頭数を記載すること。)				
飼養頭数		(上記畜種に対応する飼養頭数を記載すること。)				
効率的な経営や飼 養管理に係る利用 技術等（キーワード）		(搾乳ロボット、トラクター自動運転、発情発見器等の導入予定の効率化技術を記載すること。)				
成果目標：経営収支比率 100%以上			目標年度（実績）：経営収支比率 ○ %			
<評価>						

※ 事業による取組及び成果目標に対する実績等について自ら評価、記載すること。